

リスクマネジメント規程

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

版 数	第1版
最終改定日（制定日）	2024年12月11日
施行日	2024年12月11日

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用範囲.....	1
第3条 定義.....	1
第2章 役職員の責務.....	1
第4条 代表理事の責務.....	1
第5条 役職員の責務.....	1
第3章 事故等への対応.....	1
第6条 事故発生時の対応.....	1
第7条 事故処理後の報告.....	1
第4章 緊急事態への対応.....	1
第8条 緊急事態発生時の対応原則.....	1
第9条 緊急事態への対応.....	2
第10条 対策本部の設置運営.....	2
第11条 対策本部の役割.....	2
第12条 緊急事態の経過記録等.....	2
第13条 再発防止.....	2
第5章 リスクマネジメント違反行為の相談・通報.....	2
第14条 相談・通報.....	2
第15条 相談・通報後の対応.....	2
第16条 改廃.....	2
附則.....	3
第1条 施行日.....	3

リスクマネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク（以下「法人」という。）のリスクマネジメントに関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び法人損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人の役員及びすべての職員（退職者を含む。以下「役職員」という。）に対して適用する。

(定義)

第3条 本規程において「リスク」とは、法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「事故等」とは、リスクが具現化した事象等を指すものとする。

第2章 役職員の責務

(代表理事の責務)

第4条 代表理事は、リスクマネジメントへの取組を経営の基本方針の1つとし、リスクマネジメント推進体制の整備及び維持向上に努める。

(役職員の責務)

第5条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び法人の定める規程等リスクマネジメントに関するルールを遵守しなければならない。

- 2 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減その他必要な措置を事前に講じるよう努めなければならない。

第3章 事故等への対応

(事故発生時の対応)

第6条 役職員は、事故等が発生した場合、迅速的確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努める。

- 2 役職員は、事故等の発生後速やかに代表理事に事故発生を報告するとともに、その後の処理については代表理事の指示に従う。
- 3 事故発生を報告を受けた代表理事は、理事会に報告するとともに、役職員へ必要な指示を行う。

(事故処理後の報告)

第7条 役職員は、事故等の処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告する。

第4章 緊急事態への対応

(緊急事態発生時の対応原則)

第8条 大規模な自然災害や突発的な重大リスク等の緊急事態が発生した場合、迅速的

確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努める。

- 2 緊急事態を認知した場合は、速やかに代表理事に報告をするものとする。

(緊急事態への対応)

- 第9条 緊急事態発生 of 報告を受けた代表理事は、理事会に報告するとともに、役職員へ必要な指示を行う。

(対策本部の設置運営)

- 第10条 大規模な自然災害や突発的な重大リスク等の緊急事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置し、一元的に対応する。

(対策本部の役割)

- 第11条 対策本部の役割については以下を基準とし、緊急事態の内容に応じて対応する。
- (1) 対策本部長：緊急事態対応の最高責任者としての全般統括及び対応方針の決定
 - (2) 役職員：社外との連絡調整対応、社内外広報・マスコミ・IR対応、職員の安否確認、人事・福利・厚生対応、社内外各種情報の収集整理及び社内伝達、災害復旧対応等

(緊急事態の経過記録等)

- 第12条 緊急事態の対応状況の分析・評価及び活用のために、役職員は、緊急事態への対応経過状況等を記録するものとする。

(再発防止)

- 第13条 代表理事は、事態の収束後速やかに、緊急対応の問題点、事態発生の原因分析、再発防止策等を取りまとめ、理事会に報告するものとする。

第5章 リスクマネジメント違反行為の相談・通報

(相談・通報)

- 第14条 役職員は、リスクマネジメント違反行為又はそのおそれ(以下「リスクマネジメント違反行為」という。)を発見した場合は、代表理事に相談・通報しなければならない。
- 2 相談・通報を受けた代表理事は、速やかにその内容を理事会に報告しなければならない。

(相談・通報後の対応)

- 第15条 代表理事は、相談・通報を受けたリスクマネジメント違反行為の事実関係を調査し、対応する。
- 2 代表理事は、リスクマネジメント違反行為の対応について、理事会に報告しなければならない。なお、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに理事会に報告するものとする。

(改廃)

- 第16条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、2024年12月11日より施行する。

(2024年12月11日理事会決議)